平成 2 2 年 3 月 2 3 日 条例第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例(平成21年柴田町条例第40号。以下「基本条例」という。)第33条の規定に基づき、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この条例で使用する用語の意義は、基本条例で使用する用語の例による。 (所掌事務)
- 第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、基本条例の見直し及び基本条例に基づいたまちづくりに関し、調査審議する。

(組織)

- 第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 公募による住民
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長 となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、会議において委員以外の者に意見又は説明を聴く必要があると 認めるときは、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柴田町条例 第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略